

ふくしま産業復興投資促進特区における税制上の特例措置

開発研究用資産に係る特別償却等（法第39条）

○市町村の指定を受けた事業者が、平成33年3月31日までの間に復興産業集積区域内において取得等した開発研究用減価償却資産について、即時償却ができます。

○また、上記の対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除することもできます。

※ 現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じ、償却費の8～10%（中小企業等等は12%）を税額控除（法人税額の25%を上限）。さらに、大学等との共同研究等の特別試験研究費がある場合、当該研究に係る償却費の30%又は20%を税額控除（法人税額の5%を上限）。

指定事業者の開発研究については、償却費を特別試験研究費の額とみなし、その20%を税額控除（法人税額の5%を上限）することが可能。

<適用イメージ>

